

【公立幼稚園の利用者負担額について】

質問

新制度における公立幼稚園に係る利用者負担額は、私立幼稚園と同じになるのでしょうか。

回答

施設型給付における国の定める利用者負担の基準は、国・都道府県との負担金の精算の基準となることを踏まえ私立施設について設定するもの。公立施設については施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となるものであることなどを踏まえ、国としては公立施設のための公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していない。

公立幼稚園の利用者負担額の具体的な設定については、それぞれの市町村における現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、設置者かつ財源負担者である市町村において判断すべきものとする。

なお、新制度における公立幼稚園の地方財政措置のあり方については、現行の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の改善」による財源確保の状況なども踏まえ、今後、関係省庁と相談していく。

【私立幼稚園の利用者負担額について】

質問

私立幼稚園の利用者負担額はどのようなのですか。また、それはいつ決まるのでしょうか。

回答

5月26日の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示しましたが、具体的には、新制度における利用者負担の水準は、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均と就園奨励事業の国の補助基準を踏まえ、補助を受けた後の「実質負担額」をベースに設定することとしており、全国を平均すると、現行と比べて利用者負担が重くなることは、基本的にはないものと考えます。

国基準は最終的には平成27年度の予算編成過程で決定されますが、各市町村では現行制度ベースの「実質負担額」の水準をもとに、各市町村における利用者負担額の検討を進めることとなります。

現在、私立幼稚園の保育料等は各園の判断で様々な名称の納付金が徴収されておりますが、教育の質の向上を図るため必要な範囲内で、利用者負担の国基準額（月額25,700円、年額308,400円）を超えて費用徴収を行う「上乗せ徴収」への移行が考えられます。

逆に、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料等を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。

【幼稚園の入園料等の取扱いについて】

質問

幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。

回答

入園料については、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、毎月徴収する利用者負担額の中で徴収していくことが、基本となります。

また、公定価格中の利用者負担は月額25,700円を限度として国基準を定めることとしています。このため、現在の保護者負担(保育料+入園料+施設整備資金+その他の納付金)がそれを上回っている部分については、「上乗せ徴収」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担及び上乗せ徴収とは重複のないように設定する必要があります。

上乗せ徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。

新制度の下で入園時に行う上乗せ徴収をすべて「入園料」と総称することは適当ではなく、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目を設定することが必要と考えられます。

なお、上乗せ徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ておくことにより、入園初年度にのみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。

【検討の視点】

- 「2」において、市町村民税額を基に決定することとした場合、市町村民税の賦課決定の時期が6月となることから、利用者負担の切り替え時期について検討する必要がある。

例1 年度を通じて「前年度分の市町村民税額」により認定

メリット : 年度を通じて同一の利用者負担となるため、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きに当たっての事務負担が軽減される。

デメリット : 前年度分の市町村民税額は、前々年の収入を基に決定され、直近の所得の状況が反映されないことから、利用者の理解が得られにくいのではないかと懸念される。

例1' 例1を基本とした上で、所得の変化に対応

前々年の所得に基づいて設定した場合、収入が大幅に減少するなど直近の所得の状況等に大きな変動のあるケースが想定されるため、保護者の申請に基づき年度の途中に変更を可能とする。

<参考>

- ・ 現行の保育所における利用者負担に関しては、著しい収入減少等があつて費用徴収が困難であると市町村長が認める場合、階層区分の変更が可能。

- ・ 年金制度においては、収入が大幅に変化した場合、本人の申請に基づき、年金保険料を随時改定することが可能。

※ 当年度の1月以降には3年前の所得の状況となるため、変更が多数かつ随時行われる可能性がある点に留意が必要。

例2 4月～5月は「前年度分の市町村民税額」により認定し、6月以降は「当年度分」により認定

メリット : 直近の所得の状況が反映されることから、利用者の理解が得られやすいのではないかと懸念される。

デメリット : 年度の途中で切り替えが行われることにより、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きが煩雑となる。また、市町村民税の賦課決定後、短期間で認定する必要があるため、市町村、幼稚園等の事務負担が重くなる。→7月又は8月以降での切り替えもあり得るか。

例2' 例2を基本とし、切り替え時期を7月以降とする。

事務負担を考慮して、切り替え時期を8月や10月など7月以降に設定する。

例2' を軸に検討中

例3 年度を通じて「当年度分の市町村民税額」により認定（4・5月分は前年度分の市町村民税額により仮認定し、6月以降に当年度分の市町村民税額により4月に遡及して認定）

メリット : 直近の所得の状況が反映されることから、利用者の理解が得られやすいのではないかと懸念される。また、年度を通じて同一の利用者負担となるため、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きに当たっての事務負担が軽減される。

デメリット : 利用者負担が遡及して適用されることにより、利用者に負担感が生じるのではないかと懸念される。市町村、幼稚園等における事務が繁雑となり、遡及に伴う事務負担が重い。

<多子軽減の取扱いについて>

※子ども・子育て会議基準検討部会(第19回)参考資料3(抜粋)

【検討の視点】

- 同一世帯の複数の子どもが幼稚園、保育所等を利用する場合、現行制度と同様に多子軽減を導入することとしてはどうか。その際、幼稚園と保育所の「負担の平準化」の観点から、平成26年度予算において幼稚園就園奨励費の多子軽減措置を拡充させることとしていることから、その内容と整合性をとった形で実施することとしてはどうか。

(多子軽減の具体的な内容)

<教育標準時間認定の子ども>

- ・ 小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園等を利用している場合に利用者負担額を軽減。(対象となる期間は、3歳から小学校3年生ままでの6年間)
- ・ 軽減額は、2人目は半額、3人目以降は無料とし、所得制限は設けない。

<保育認定の子ども>

- ・ 就学前の子どものうち、年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合に利用者負担額を軽減。(対象となる期間は、0歳から就学前までの6年間)
- ・ 軽減額は、2人目は半額、3人目以降は無料とし、所得制限は設けない。

【対応方針案】

- 現行の幼稚園・保育所における取り扱いと同様に、多子軽減を導入することとしてはどうか。その際、平成26年度予算における幼稚園就園奨励費の多子軽減措置の拡充の内容と整合性をとった形で実施することとしてはどうか。